

番号	3③
項目	幼稚園教諭の勤務労働条件を改悪しないこと。
<p>(回答)</p> <p>今後とも幼稚園教諭の勤務労働条件につきましては、誠意をもって交渉してまいりたいと存じます。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	3⑥
項目	春、夏、冬季の長期休業における「承認研修」等を補償すること
<p>(回答)</p> <p>教員が、絶えず教養を深めながらその職務を遂行するためには、研修が奨励され教員一人ひとりの資質向上等に有効かつ積極的に活用されなければならないと認識しております。教育公務員特例法第22条第2項の規定に基づく研修（以下「承認研修」という。）の実施にあたっては、法の趣旨を十分に踏まえつつ、制度の透明性を確保し、市民に対する説明責任を果たす必要があることから、平成22年7月に「教育公務員特例法第22条第2項の規定に基づく研修の取扱いについて」を定め、その適切な実施に努められるよう通知しております。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当

番号	4①
項目	幼稚園での休憩時間を保障すること。
<p>(回答)</p> <p>労働基準法において、休憩時間につきましては勤務時間が6時間を超える場合は45分を、8時間を超える場合は1時間を労働時間の途中に付与しなければならないと規定されております。</p> <p>休憩時間の取扱いにつきましては、「勤務条件制度の手引き」に取扱いを明記し、管理職に対し、適切な運用を行うよう周知しているところです。</p> <p>また、設定された休憩時間を変更する場合は、システムに反映させることになっており、管理職が把握できるようにしております。</p> <p>今後とも研修や園長会の場を通じて、休憩時間の適正な取得や、勤務時間の運用について、周知に努めてまいりたいと考えております。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	4. ④
項目	幼稚園では、プール遊びの間ずっと養護教諭が一人でプールサイドに立ち水質管理や見守りをしていることが大半である。一人の負担にならないように交代で見守りなどし、労働条件の悪化につながらないように条件整備を行うこと。
<p>(回答)</p> <p>教育委員会といたしましては、幼児期に水の心地よさを知り、プール遊びなどを通して水に慣れ親しむことは、生涯にわたって、水泳に親しむとともに、自らの身を水の危険から守ることもつながるなど、重要な体験活動であると考えております。その際、プール遊びの指導における幼児の安全管理ならびに安全確保は欠かすことができません。</p> <p>加えて、指導に携わる教職員の健康保持についても、重要な配慮事項であると認識しており、園長に対し、教職員の健康管理を行うとともに、教職員が連携してプール遊びの指導ができるように指示しております。</p> <p>また、年々猛暑が続く、高温の日が多くなっていることから、体温調整や十分な水分補給、教職員間での健康状態の確認、注意喚起等、健康管理に一層注意を払うよう指示しております。</p> <p>教職員の勤務体制につきましては、一人の教員に過重な負担がかかることのないよう、役割を分担しながら交代で指導すること、園の実態やその日の状況に応じて教職員が連携しながら複数の教員で指導することなどについて指示しております。</p> <p>今後も、教職員が健康で安全にプール遊びの指導ができるよう、また、一人の教職員への過重な負担とならないよう、労働条件の確保について、継続して指導してまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当

番号	4⑤
項目	<p>プールに浄化設備がない幼稚園は、毎日、水を入れ替えなければならない。プール遊びを実施するためには、毎朝早朝勤務し、プール掃除と水の入替えを行わなければならない、労働過重となってしまうので、改善すること。<u>プール掃除のため早朝出勤する場合でも、勤務時間を変更していない実態も多々ある。職員が勤務時間変更等を行うよう、管理職に働きかけ、職員にも周知し、その体制を整えること。</u></p>
<p>(下線部のみ回答)</p> <p>平成 27 年 3 月に、勤務時間の割振り変更の取り扱いについて各学校園に通知し、公務運営上必要がある場合には、園長は、始業の時間を前にずらすことができるとしております。プール指導の準備に際して、定刻の始業時間より早く勤務する必要がある場合は、園長は、特定の教員の過重にならないよう、又、ずらした終業時刻が守られるように配慮しながら、勤務時間の割振り変更を行うことが可能となっております。</p> <p>なお、割振りの変更については、職員個人ごとの勤怠管理が複雑化しないよう 15 分単位で割振りの変更を行うこととしておりましたが、教職員勤務情報システムにより、職員ごとの出勤時間及び退勤時間を正確に把握することが可能となっていることから、公務運営に支障のない範囲内で 15 分単位に拘らない割振りの変更を行えることを平成 30 年 4 月より勤務条件制度の手引きに明記しております。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	4 ⑩
項目	<p><u>幼稚園教職員の勤務労働条件を、管理職が責任を持って説明すること。</u> <u>休憩時間の取得や退勤時刻を守る事等について教職員に働きかけ、抜本的に業務負担を軽減する対策を講じること。</u>特に育児短時間をしている職員には、退勤時刻を守れるよう、職務の軽減等の措置をとるよう働きかけること。</p>
<p>(下線部のみ回答)</p> <p>教育職員の勤務時間管理につきましては、平成31年1月に文部科学省より「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が示され、本市におきましても、令和2年3月に「大阪市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を制定し、各学校園において時間外勤務の適切な把握に向けた取組を進めるとともに、令和5年5月には「第2期 学校園における働き方改革推進プラン」を策定し、時間外勤務の縮減に向けた様々な取組も併せて進めているところです。</p> <p>引き続きプランや規則等を踏まえ、教職員の時間外勤務の縮減に向け、各学校園において適正な労働時間の管理に向けた取組を進めてまいります。</p> <p>なお、教職員の勤務労働条件や休憩時間については、「勤務条件制度の手引き」に取扱いを明記し、管理職に対し、適切な運用を行うよう周知しているところです。</p> <p>また、設定された休憩時間を変更する場合は、システムに反映させることになっており、管理職が把握できるようにしております。</p> <p>今後とも、研修や園長会の場を通じて、休憩時間の適正な取得や、勤務時間の運用について、周知に努めてまいりたいと考えております。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	4 ⑫
項目	義務教育等教員特別手当を幼稚園教員にも全額支給すること。
<p>(回答)</p> <p>義務教育等教員特別手当につきましては、国や他の自治体の状況を注視しつつ、適切に対処してまいりたいと考えております。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	4 ⑮
項目	幼稚園の再任用教員の短時間勤務制度を認めること。
<p>(回答)</p> <p>再任用教員につきましては、これまでも定年退職後から年金を受給するまでの期間に収入の空白期間が発生しないようにするため、再任用制度を活用することによって雇用と年金の接続を図ってきたところです。</p> <p>なお、勤務時間につきましては、フルタイム勤務での任用を基本としつつ、教員の個別事情に応じて短時間勤務も制度上可能となっております。</p> <p>今後も引き続き、幼稚園の実情・実態を踏まえつつ、可能な限り再任用希望者の個別事情に応じて配置ができるように努めてまいりたいと考えております。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当